

第8 予防行政の現況

主な内容

火災予防思想の普及

民間防火組織

自主防火体制

消防用設備等

表示・公表制度

消防設備士試験

消防設備士講習

第 8 予防行政の現況

1 火災予防思想の普及

- (1) 秋季全国火災予防運動（毎年 11 月 9 日～15 日）及び春季全国火災予防運動（3 月 1 日～7 日）

消すまでは 出ない行かない 離れない （平成 24 年度全国統一防火標語）

火災多発期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐために、昭和 24 年から春秋の 2 回、全国一斉に火災予防運動が行われることになった。

秋の火災予防運動は昭和 28 年以後、毎年 11 月 26 日から 1 週間、春の火災予防運動は昭和 30 年以後、消防記念日（3 月 7 日）を中心に 2 月末日から 2 週間とされてきたが、平成元年度から秋の火災予防運動については、昭和 62 年度から設けられた「119 番の日」と関連付け、相乗的な効果があげられるよう 11 月 9 日から 11 月 15 日まで、また、春の火災予防運動については、3 月 1 日から 3 月 7 日までに集中することとされた。

県内においても、国が定めた全国一斉実施事項を中心に、県及び市町村の広報宣伝活動により火災予防思想の普及を図り、市町村消防機関の行う消防ひろば、防火パレード、防火作品展、消防訓練、独居老人家庭及び一般家庭の防火指導等多彩な運動が展開された。

- (2) 車両火災予防運動（3 月 1 日～7 日）

車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図ることにより車両火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的として、消防庁と国土交通省の主唱により、春季全国火災予防運動期間に合わせ全国一斉に実施された。

- (3) 全国山火事予防運動（3 月 1 日～7 日）

林野火災が例年晩秋から春先にかけての乾燥期に多く発生することにかんがみ、国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に努めるため、消防庁と林野庁の主唱のもとに、春季全国火災予防運動期間に合わせ全国一斉に実施された。

- (4) 文化財防火デー（1 月 26 日）

昭和 24 年 1 月 26 日の法隆寺金堂火災及びその後における金閣寺などの重要文化財の焼失を契機として昭和 30 年以来、毎年 1 月 26 日を「文化財防火デー」とし、文化財を火災から守るとともに、国民一般の文化財愛護思想の高揚を図るため、消防庁と文化庁の主唱により実施されることとなった。

- (5) 防火の日（毎月 19 日）

県民への防火思想の普及浸透をより一層図ることを目的として、愛知県と愛知県消防協会の主唱により、昭和 48 年愛知県消防大会において「毎月 19 日は防火の日」とする旨決議され、昭和 49 年 1 月 19 日以来実施され、今日に至っている。

(6) 119 番の日

国民の消防全般に対する正しい理解と認識を深め、住民の防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立を目的に、消防庁は、自治体消防 40 周年の記念事業として、昭和 62 年から毎年 11 月 9 日を「119 番の日」とし的確な 119 番通報の呼びかけ等を各消防機関において実施しているが、平成元年からは、秋季火災予防運動期間の初日と関連づけられている。

2 民間防火組織

(1) 少年消防クラブ

少年消防クラブは、少年の頃から火災予防に関する知識を身につけさせ、学校や各家庭における火災の防止を図るとともに、火に関する諸原理を実際に即して勉強させ、学校において教育させるべき社会科、理科及び家庭科の学習の補助を目的とするものであって、昭和 25 年少年消防クラブ取扱要綱が制定され、学校、消防署又は市町村を単位に全国的にクラブの結成が始まり、続いて昭和 28 年に「全国少年消防クラブ運営指導協議会」(会長 消防庁長官)が設けられた。愛知県においては、昭和 30 年 4 月 1 日に支部規約を制定し、県防災局長が支部長となっている。

少年消防クラブの活動内容は、それぞれ地域によって異なるが、主なものの事例として、視聴覚教育、実地見学、研究発表会、避難訓練、防火ポスター等の作成、火災予防運動への参加・協力であり、特にクラブ員の家庭に対する火災予防思想の普及に重要な役割を果たしている。

県支部は、平成 24 年 5 月 1 日現在で、897 のクラブ、149,566 名のクラブ員を擁し、県消防学校一日入校(平成 24 年度は、7 月 25 日から 7 月 27 日の 3 日間実施し、約 1,500 名のクラブ員が入校した。)をはじめ防火作品の募集、クラブ会報の発行、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行うとともに消防庁との連絡協調を図ってクラブの育成向上に努めている。(統計資料第 6 - 8 表「平成 23 年度消防表彰受賞者(その 6)」及び統計資料第 8 - 1 表「少年消防クラブの状況」のとおり。)

(2) 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、家庭において火を使用する機会の多い女性を対象に、火災予防の知識を養う必要があることから任意に結成されたものであり、消防職員、消防団員の指導のもとに各家庭の防火診断をはじめ、火気使用器具類の正しい取扱い方法、消火器具の操作方法、防火講習会開催等の火災予防や火災時の処置方法及び怪我や急病に対する応急方法を習得するなど、地域の火災予防に積極的に活動するほか、初期消火等、女性による防火活動は重要な役割を果たしている。

県内には、平成 24 年 4 月 1 日現在 42,757 名のクラブ員を擁した 586 のクラブが存在し、優良なクラブ及びクラブ員については、日本消防協会会長表彰又は愛知県消防協会会長表彰が行われるなど、充実した活動を展開し、予防活動の中核の一つとして重要な存在となっている。

(統計資料第 6 - 8 表「平成 23 年度消防表彰受賞者(その 5)」及び統計資料第 8 - 2 表「婦人防火クラブの状況」のとおり。)

3 自主防火体制

(1) 防火管理制度

火災発生の防止と火災による被害の軽減を図るためには、市町村の消防力の充実強化とともに、国民自らによる火災予防体制を推進しなければ十分な効果をあげることができない。この制度の一つとして防火管理制度がある。

防火管理制度は、収容人員が 10 人以上の老人短期入所施設等又は収容人員が 30 人以上の特定防火対象物（劇場、公会堂、キャバレー、遊技場、料理店、百貨店、旅館、病院、老人デイサービス施設等、幼稚園、蒸気浴場、これらの用途を含む複合用途防火対象物、地下街等不特定多数の者が利用する施設、あるいは災害弱者が収容されている施設をいう。）及び収容人員が 50 人以上の非特定防火対象物の管理について権原を有する者に、一定の資格を有する者のうちから防火管理者を選任させ、その者に消防計画の作成、これに基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督など防火管理上必要な業務を行わせることにより、防火対象物の防火管理を徹底させようとするものである。

防火管理者は、主に消防長や県知事などが行う講習会の課程を修了した者で、当該防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にあるものから選任することとなっている。

なお、昭和 61 年 12 月 9 日に消防法施行令が改正され、昭和 62 年 4 月 1 日から防火管理制度は、甲種防火管理講習を修了した甲種防火管理者と乙種防火管理講習を修了した乙種防火管理者の 2 種類の防火管理者に区分されることになった。防火管理の必要な建物のうち、老人短期入所施設等、特定防火対象物で 300 m²以上又は非特定防火対象物で 500 m²以上の建物は甲種防火管理者から、それ以外の建物については甲種防火管理者又は乙種防火管理者から防火管理者を選任することになっている。

また、平成 18 年 4 月 1 日から防火対象物の管理形態の複雑化や、防災設備の高度化、さらに消防法令の改正などに対応し、防火管理者が防火管理を適正に行うために必要な最新の知識、技術を身につけるため、収容人数 300 人以上の特定防火対象物の甲種防火管理者に 5 年ごとの再講習の受講が義務付けられた。

過去の火災事例をみても、避難誘導、通報連絡、初期消火等が適切に行われず、あるいは、避難施設や消防用設備等が設置されているにもかかわらず、これらの使用方法を熟知していなかったため、被害を大きくした事例が数多くあり、特に昭和 55 年 11 月 20 日に発生した栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災は、ホテル火災としては、戦後最大の死者 45 名を出すという大惨事となった。この火災においても、防火管理面の不備が厳しく指摘されている。また、昭和 61 年 2 月 11 日に発生した静岡県熱川温泉ホテル大東館火災においては、特に、夜間における防火管理体制の徹底が指摘されている。

平成 24 年 3 月 31 日現在の防火管理実施状況は、統計資料第 8 - 3 表「防火管理実施状況（その 1）」に示すとおりであるが、防火管理者選任届出率は 78.9%、また、消防計画作成届出率は 70.5% となっている。

したがって、このような防火管理者の果たす役割の重要性にかんがみ、消防機関は、防火管理者の指導と再教育に力を入れるとともに、防火管理者を置かなければならない防火対象物に防火管理者が置かれていない場合には選任命令を発するなどして、防火管理の一層の徹底を図ることが必要である。

(2) 共同防火管理制度

管理について権原の分かれている高層建築物や地下街等においては、避難訓練など防火管理業務が個別に行われるより、統一的、一体的に行われる方が有効である。

そこで、管理について権原の分かれている一定の建物については、消防法で防火管理業務が統一的に行われるように共同防火管理を義務付けている。

共同防火管理制度は、昭和 61 年 12 月 9 日に消防法施行令が一部改正され、昭和 62 年 4 月 1 日から制度の強化が図られている。共同防火管理を義務付けられている建物は、管理権原の分かれている防火対象物のうち、高層建築物（高さ 31m を超える建築物）、地階を除く階数が 3 以上で収容人員が 30 人を超える特定防火対象物、地階を除く階数が 5 以上で収容人員が 50 人を超える複合用途防火対象物（ただし、特定防火対象物に該当する複合用途防火対象物を除く）、準地下街及び消防長等が指定した地下街が該当し、これらの建物の各管理権原者は、共同防火管理協議会の設置、統括防火管理者の選任、防火対象物全体にわたる消防計画の作成等を協議して定めておかなければならないこととされている。

平成 24 年 3 月 31 日現在の共同防火管理実施状況は、統計資料第 8 - 3 表「防火管理実施状況(その 2)」に示すとおりである。

(3) 防火対象物定期点検報告制度

平成 13 年 9 月 1 日に東京都新宿区歌舞伎町で延べ面積がわずか 500 m²程度の小規模なビルにも拘らず、44 名が犠牲となる雑居ビル火災が発生した。大きな被害となった最大の原因は、防火管理体制の不備にある。近年は、防火対象物が大規模化、高層化する一方で、管理権原が複雑に入り組んだ雑居ビルも増加している。

そこで、このような社会情勢の変化を踏まえた上で、同様の事故の発生防止を図るため、平成 14 年 4 月 26 日に消防法が改正され、防火対象物定期点検報告制度を設けて防火管理上必要な業務、消防用設備等の設置及び維持、その他火災予防上必要な事項について点検し防火管理を徹底することとした。この制度は、一定の防火対象物の管理権原者が 1 年に 1 回、高度な知識を持つ防火対象物点検資格者に防火対象物の点検を実施させ、その結果を消防機関に報告するもので平成 15 年 10 月 1 日から施行された。

なお、平成 24 年 3 月 31 日現在の定期点検報告状況は、統計資料第 8 - 11 表「防火対象物定期点検報告等の実施状況」に示すとおりである。

4 消防用設備等

(1) 防火対象物の実態

平成 24 年 3 月 31 日現在における県内の防火対象物（消防法施行令別表第 1(1)項～(19)項に掲げるもので(17)項及び(18)項を除き延べ面積が 150 m²以上のもの)の数は、統計資料第 8 - 4 表「防火対象物数の状況」及び第 8 - 6 表「防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況」に示すとおりである。

(2) 消防用設備等の規制の現況

防火対象物における消防用設備等の設置及び維持については、消防法第 17 条第 1 項の規定により、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物のうち消防法施行令で定めるものの関係者は、防火対象物の用途、規模、構造等に応じて消防法施行令、同施行規則で定める具体的な基準に従い、消火設備（消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、水噴霧消火設備等）、警報設備（自動火災報知設備、非常警報設備、漏電火災警報器等）、避難設備（避難器具、誘導灯等）、消防用水及び消火活動上必要な施設（排煙設備、連結送水管、連結散水設備、非常コンセント設備等）を設置し、維持管理することが義務づけられている。

これらの消防用設備等の設備及び維持に関する技術上の基準については、昭和 49 年 6 月 1 日に消防法が、また同年の 7 月 1 日及び 12 月 2 日に消防法施行令及び消防法施行規則がそれぞれ一部改正されて以来、特定防火対象物に対するいわゆる既存遡及適用など逐次整備強化されている。

なお、昭和 62 年 6 月 6 日に東京都東村山市で発生した特別養護老人ホーム松寿園火災を契機に昭和 62 年 10 月 2 日に消防法施行令が一部改正され、自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設及び病院について、スプリンクラー設備及び屋内消火栓設備の設置義務面積の範囲拡大が昭和 63 年 4 月 1 日から施行されている。同様に、平成 2 年 3 月 18 日に兵庫県尼崎市で発生したスーパー長崎屋尼崎店火災を契機に、物品販売店等についてもスプリンクラー設備の設置義務面積の範囲が拡大され、平成 2 年 12 月 1 日から施行されている。

また、消防用設備等の設置の適正化と設置された設備の機能保持の徹底を図るため、防火対象物の種類と規模に応じてその所有者等は、消防用設備等を設置した際にその旨を消防長又は消防署長に届け出て検査を受けるとともに、定期的に消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させ、その結果を一定期間ごとに消防長又は消防署長に報告することが義務付けられている。

なお、前出の新宿雑居ビル火災で多数の逃げ遅れによる死者が発生したことを踏まえ、同種の火災の再発防止を図るため、平成 14 年 8 月 2 日に消防法施行令が一部改正された。その中で、この種の対象物では、早期に避難を開始する必要があることにかんがみ、自動火災報知設備の設置対象が拡大され平成 15 年 10 月 1 日から施行されている。

ここ数年の施行令等の改正に関して、平成 19 年 1 月 20 日に兵庫県宝塚市で発生したカラオケボックスでの火災で多数の死傷者が発生したことをうけ、火災の際、その早期覚知・伝達を確実にし、逃げ遅れを防ぐことが特に必要となるカラオケボックスや個室ビデオ店は、平成 20 年 10 月 1 日付けで消防法施行令の一部が改正され、消防法施行令別表第一に(2)項二が新たに定められ

るとともに、カラオケボックス等は従前においては、300 m²以上で自動火災報知機の設置が義務付けられていたが、平成 20 年 10 月 1 日以降はすべてのカラオケボックス等において設置が義務付けられた。

さらに、平成 18 年 1 月 8 日、長崎県大村市内にある認知症高齢者グループホームにおいて発生した火災による被害（入所者 7 名が死亡、3 名が負傷）を踏まえ、認知症高齢者グループホーム等の自力避難困難者が入所している小規模社会福祉施設について、防火安全対策を強化するため、平成 19 年 6 月 13 日に消防法施行令・消防法施行規則を改正し、新たにスプリンクラー設備や自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備が義務付けられた。

(3) 消防用設備等の設置状況

消防用設備等の設置状況については、統計資料第 8 - 7 表「消防用設備等設置状況」に示すとおりである。これによれば、違反防火対象物（消防用設備等が防火対象物の過半部分にわたって設置されていないもの又は全く設置されていないもの）がまだ相当数存在しているうえに、設置済防火対象物でも非常電源、加圧送水装置、水源の水量、配線、配管等の一部が基準に適合していないもの（表中「うち一部違反」欄の数）があるので、これら消防用設備等の改修を必要とする防火対象物に対して、今後は、消防機関の立入検査の強化など指導體制の万全を期し、消防用設備等の完全設置を推進しなければならない。また、昭和 55 年 8 月 16 日に発生した、静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災にかんがみ、昭和 56 年 1 月、消防法施行令が改正され、建築物の地階で連続して地下道に面し、使用形態上地下街に類似したいわゆる準地下街に対し、消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等の設置について地下街に準じた規制を行うとともに、消防用設備等に新たにガス漏れ火災警報設備が加えられ、併せて大規模な地下街、準地下街及び特定の建築物の地階についてもその設置が義務付けられた。

(4) 消防用設備等の保守体制の設備状況

平成 24 年 3 月 31 日現在における消防用設備等の点検・報告状況は、統計資料第 8 - 8 表「消防用設備等の点検報告等の実施状況」に示すとおりであるが、全体で 50.1%と報告率はまだ低く、今後一層の啓発・指導に努めなければならない。

特に一定の防火対象物については消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を行わせることとされており、消防設備点検資格者は、一定の受講資格を有する者で消防庁長官の指定講習を修了した者とされているが、この講習を実施する機関として昭和 50 年 8 月財団法人日本消防設備安全センターが設立され、当該指定講習のほか、消防用設備等の品質性能の自主管理、保守業務円滑化の推進、消防用設備等に関する情報の提供等の業務を実施し、消防用設備等の保守体制の確立に寄与することとされている。

愛知県においては、昭和 52 年 4 月(財)愛知県消防設備安全協会が設立され、上記指定講習を(財)日本消防設備安全センターからの委託により実施するほか、保守業務推進の啓発に努めている。

(5) 防災規制

防災物品の使用の現状

消防法第 8 条の 3 の規定により、旅館、ホテル、病院等の防災防火対象物において用いられるカーテン、どん帳、じゅうたん等の防災防火物品については、所定の防災性能を有するもの（防災物品）と定められている。

平成 24 年 3 月 31 日現在での県内の防災防火対象物における防災物品の使用状況は、統計資料第 8 - 9 表「防災物品使用状況」に示すとおりである。

(6) 立入検査及び措置命令の実態

消防機関は、消防法第 4 条の規定により防火対象物に立ち入って当該防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況等を検査する等の立入検査を行っている。

平成 23 年度中に県内の消防機関が行った立入検査の実施状況は、統計資料第 8 - 6 表「防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況」に示すとおりである。

立入検査を行った結果、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合、その他火災の予防上必要があると認める場合には、消防法第 5 条の規定により権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

また、法第 5 条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でない等のため、引き続き火災の予防に危険であると認める場合等には、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができる。

さらに、消防用設備等の設置又は維持が適法になされていない防火対象物に対しては、消防法第 17 条の 4 の規定により、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、法令の定めるところに従って消防用設備等の設置又は維持のため必要な措置をなすべき旨の命令を出すことができる。

これらの措置命令は、警告書の交付等によってもなお是正されない防火対象物に対して発動されるものであり、この措置命令を発しても是正されない防火対象物に対しては告発等を行い、防火対象物における消防用設備等の設置及び維持を確保するため完全を期さなければならない。

なお、平成 14 年 4 月 26 日の消防法改正により、消防法令違反等の是正の徹底を図るため、立入検査の時間制限を廃止するとともに、措置命令（法第 3 条、第 5 条第 1 項及び第 5 条第 2 項等）の発動要件を明確化し、さらに、措置命令を行った場合の公示を義務付けている。

(7) 消防同意の実態

立入検査、措置命令と並んで予防行政の重要な柱をなすものに、消防法第 7 条の規定に基づく消防同意の制度があるが、これは建築物の新築、増設等について、特定行政庁等が許可、確認等を行う場合、事前に消防機関の同意を得ることを義務付けることにより、建築物の新築、増設等の計画の段階で消防機関が防火の観点からチェックし、予防行政の完璧を図ろうとするものである。

なお、昭和 59 年 2 月 21 日に消防法施行令が改正され、一定の住宅に対する消防同意を廃止する等、消防同意事務の簡素合理化が図られた。

平成 23 年度中の県内の消防同意事務処理件数は、統計資料第 8 - 10 表「建築同意事務処理状況」に示すとおりである。同表中「指導有」とあるのは、防火に関する法令の規定に適合しないとか、あるいは、適法ではあるが更に防火上安全性を高める必要があるため指導するなどの理由により是正させる等行政指導を行った後に同意したものをいうが、消防同意事務は、その性格上、建築物について個別かつ具体的な判断が要求されるわけであり、個々の対象物についてきめ細かな行政指導を行うことが必要である。

5 表示・公表制度

表示・公表制度は、昭和 55 年 11 月に発生した栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災を契機として、昭和 56 年度から全国の消防本部等（消防本部と消防本部未設置町村をいう。以下同じ。）で実施している。

旅館・ホテルなど不特定多数の者を収容する防火対象物の火災による惨事を防止するためには、消防法令に違反する防火対象物に対する是正の手段として、法令上の措置をとるだけでなく、広く一般利用者に防火対象物の防火管理の状況・消防用設備等の設置状況等についての情報を提供することが防火安全体制の確立を図るうえで効果的である。そこで、一定の防火対象物について、一定の防火上の基準に達しているその旨を見やすいところに表示することにより、利用者に情報提供する制度です。

防火対象物定期点検報告制度が平成 15 年 10 月 1 日から施行されたことに伴い、「適マーク」制度が廃止され、「防火対象物定期点検報告制度」に基づく「防火優良認定証」及び「防火基準点検済証」の表示がされ、また、防火対象物定期点検報告対象外の旅館ホテル等については、「自主点検報告表示制度」に基づく「自主点検済証」の表示がなされています。

6 消防設備士試験

消防設備士試験は、消防用設備等の設置及び維持に関して必要な知識と技能について行うもので、試験に合格し消防設備士免状の交付を受けた者は消防用設備等の工事又は整備を行うことができる。

試験は、消防設備士免状の種類に応じ、甲種消防設備士試験（特類、第 1 類～第 5 類）、乙種消防設備士試験（第 1 類～第 7 類）に分かれている。甲種の免状では、工事と整備の業務を、乙種の免状では、整備の業務を行うことができる。いずれも免状の指定区分に応じた種類の消防用設備等の工事及び設備に限られている。

この消防設備士試験は、昭和 60 年度から知事が委任した(財)消防試験研究センターが実施しており、平成 23 年度は試験を 2 回実施したが、受験者数等は統計資料第 8 - 12 表「平成 23 年度消防設備士試験状況」のとおりである。

なお、消防設備士の試験制度が設けられた昭和 41 年度から平成 23 年度までの実施状況は、統計資料第 8 - 13 表「年度別消防設備士試験実施状況」のとおりである。

7 消防設備士講習

消防用設備等に関する技術の進歩は著しく、これについての基準も技術の進歩に応じて改正されている。

そこで、消防設備士は、その業務を誠実にやり、消防用設備等の工事又は設備に関する技術の向上を図るため、常に新しい知識や技術を身につけておく必要があることから、消防設備士の講習制度が設けられ、受講義務が課せられている。講習の受講期限は、免状の交付を受けた日から2年以内、それ以後は5年以内ごととされている。また、昭和57年度から(財)愛知県消防設備安全協会に講習事務の一部を委託して実施している。

平成9年度から講習区分が改正され、多種類免状所有者の受講回数が低減されるよう措置されており、平成23年度までに実施した講習の受講者は統計資料第8-14表「消防設備士講習実施状況」のとおりである。

第8 - 1表 少年消防クラブの状況

24.5.1現在

区分 団体名	計		区分 団体名	計		区分 団体名	計	
	クラブ数	クラブ員数		組織数	クラブ員数		組織数	クラブ員数
県計	897	149,566	知多中部 広域事務組合	28	5,131	西春日井 広域事務組合		
			半田市	13	2,619	清須市	-	-
名古屋市	126	2,137	阿久比町	4	510	北名古屋市	-	-
豊橋市	52	7,654	東浦町	7	1,076	豊山町	-	-
岡崎市	70	19,476	武豊町	4	926			
一宮市	42	8,105	海部東部 消防組合	6	626	設楽町	-	-
瀬戸市	24	5,944	あま市	5	464	東栄町	-	-
春日井市	54	1,063	大治町	1	162	豊根村	-	-
豊川市	26	3,802	尾三 消防組合	32	8,865			
津島市	12	1,206	日進市	11	3,654			
豊田市	101	20,890	東郷町	9	2,028			
西尾市	36	8,424	みよし市	12	3,183			
蒲郡市	7	2,341	丹羽広域 事務組合	6	361			
犬山市	14	1,901	大口町	3	170			
常滑市	6	121	扶桑町	3	191			
江南市	10	2,215	海部南部 消防組合	4	200			
小牧市	25	9,014	弥富市	3	150			
稲沢市	26	951	飛島村	1	50			
新城市	1	363	知多南部 消防組合	12	789			
東海市	18	5,454	南知多町	6	330			
大府市	8	1,396	美浜町	6	459			
知多市	15	4,449	衣浦東部 広域連合	71	19,187			
尾張旭市	3	593	碧南市	12	2,965			
岩倉市	5	446	刈谷市	21	3,452			
豊明市	12	176	安城市	29	9,914			
田原市	27	3,107	知立市	7	1,376			
愛西市	6	736	高浜市	2	1,480			
長久手市	1	1,163						
蟹江町	2	100						
幸田町	9	1,180						

第8 - 2表 婦人防火クラブの状況

24.4.1現在

区 分 団 体 名		計		愛知県婦人消防 クラブ連絡協議会 加 入 状 況	区 分 団 体 名		計		愛知県婦人消防 クラブ連絡協議会 加 入 状 況
		組織数	人 員				組織数	人 員	
県 計		586	42,757	25	丹羽広域事務組合	41	17,569		
名古屋	市	2	84		大口町	-	-		
豊橋	市	47	520		扶桑町	41	17,569		
岡崎	市	28	565		海部南部消防組合	-	-		
一宮	市	256	16,618		弥富市	-	-		
瀬戸	市	11	416		飛島村	-	-		
春日井	市	-	-		知多南部消防組合	-	-		
豊川	市	1	48		南知多町	-	-		
津島	市	1	24		美浜町	-	-		
豊田	市	10	246		衣浦東部広域連合	49	1,747		
西尾	市	1	106		碧南市	7	1,319		
蒲郡	市	1	48		刈谷市	22	144		
犬山	市	1	440		安城市	20	284		
常滑	市	1	27		知立市	-	-		
江南	市	-	-		高浜市	-	-		
小牧	市	71	1,548		西春日井広域事務組合	11	22		
稲沢	市	-	-		清須市	11	22		
新城	市	1	29		北名古屋市	-	-		
東海	市	-	-		豊山町	-	-		
大府	市	-	-		設楽町	-	-		
知多	市	7	155		東栄町	4	91		
尾張旭	市	1	90		豊根村	-	-		
岩倉	市	1	95						
豊明	市	34	1,338						
田原	市	-	-						
愛西	市	-	-						
長久手	市	1	106						
蟹江町	町	-	-						
幸田町	町	1	27						
知多中部広域事務組合		-	-						
半田市	市	-	-						
阿久比町	町	-	-						
東浦町	町	-	-						
武豊町	町	-	-						
海部東部消防組合		2	485						
あま市	市	1	22						
大治町	町	1	463						
尾三消防組合		2	313						
日進市	市	1	152						
東郷町	町	1	161						
みよし市	市	-	-						

愛知県婦人消防クラブ連絡協議会加入状況欄の 印は、1クラブのみ協議会加入

第8 - 3表 防火管理実施状況(その1)

消防法第8条関係

24.3.31現在

防火対象物の用途別区分 (令別表第1の項別)		防火管理者 選任義務対 象者数(法第 8条第1項)	防火管理者選任状況		消防計画作成状況		
			選任届出数 (法第8条 第2項)	選任率 %	計画届出数 (規則第3 条第1項)	作成率 %	
1	イ	劇場・映画館	99	96	97.0	94	94.9
	ロ	公会堂・集会場	3,389	2,943	86.8	2,766	81.6
2	イ	キャバレー等	66	35	53.0	26	39.4
	ロ	遊技場	509	447	87.8	421	82.7
	ハ	風俗営業等	47	40	85.1	39	83.0
	ニ	カラオケボックス等	272	251	92.3	235	86.4
3	イ	待合・料理店	86	78	90.7	71	82.6
	ロ	飲食店	6,582	5,122	77.8	4,595	69.8
4		百貨店・店舗	6,142	4,803	78.2	4,465	72.7
5	イ	旅館・ホテル	1,066	982	92.1	958	89.9
	ロ	共同住宅	13,343	10,723	80.4	9,210	69.0
6	イ	病院・診療所	1,401	1,218	86.9	1,138	81.2
	ロ	老人短期入所施設等	1,109	1,019	91.9	969	87.4
	ハ	老人デイサービスセン ター等	2,258	2,134	94.5	2,022	89.5
	ニ	幼稚園等	525	516	98.3	493	93.9
7		学校	2,379	2,208	92.8	2,083	87.6
8		図書館	181	173	95.6	162	89.5
9	イ	蒸気・熱気浴場	41	39	95.1	37	90.2
	ロ	公衆浴場	115	109	94.8	95	82.6
10		停車場	78	66	84.6	61	78.2
11		神社・寺院	1,536	1,203	78.3	1,120	72.9
12	イ	工場・作業所	2,843	2,544	89.5	2,204	77.5
	ロ	映画スタジオ	7	4	57.1	4	57.1
13	イ	駐車場	32	24	75.0	19	59.4
	ロ	航空機格納庫	5	3	60.0	3	60.0
14		倉庫	494	413	83.6	359	72.7
15		事務所	4,824	3,879	80.4	3,495	72.5
16	イ	複合用途(特定)	14,148	9,360	66.2	7,958	56.2
	ロ	複合用途(非特定)	2,347	1,605	68.4	1,357	57.8
16の2		地下街	11	8	72.7	7	63.6
17		文化財	38	33	86.8	33	86.8
計			65,973	52,078	78.9	46,499	70.5

第8 - 3表 防火管理実施状況(その2)

消防法第8条の2関係

24.3.31現在

区分	項目	共同防火管理 実施対象数	協議事項届出状況	
			協議事項届出数	届出数 %
高層建築物		527	438	83.1
1	イ			
	ロ	6	6	100.0
2	イ	4	3	75.0
	ロ	4	4	100.0
	ハ	14	12	85.7
	ニ			
3	イ			
	ロ	100	89	89.0
4		30	27	90.0
5	イ	9	9	100.0
	ロ	143	73	51.0
6	イ	3	1	33.3
	ロ	6	6	100.0
	ハ	5	4	80.0
	ニ			
7				
8				
9	イ			
	ロ			
10				
11				
12	イ	1		0.0
	ロ			
13	イ			
	ロ			
14				
15		128	9	7.0
16	イ	4,167	3,197	76.7
	ロ	593	446	75.2
16の2		17	6	35.3
16の3				
合計		5,757	4,330	75.2

第8 - 4表 防火対象物数の状況

区分 団体名	合計	1		2				3		4	5		6			
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ
県計	233,114	166	3,565	92	644	65	305	109	5,932	9,423	1,514	73,804	3,456	1,320	2,970	852
地上5階以上のもの	27,604	7	42	4	31	19	17	3	107	127	451	16,603	292	121	26	
地下を有するもの 及び地階のみのも	8,659	21	100	4	26	11	15	13	127	169	239	1,991	244	69	50	36
市計	219,338	148	3,291	89	605	64	292	107	5,563	8,851	1,176	69,853	3,268	1,241	2,741	827
地上5階以上のもの	27,086	7	42	4	30	19	17	3	107	127	406	16,248	284	116	26	
地下を有するもの 及び地階のみのも	8,478	21	96	4	26	11	15	13	124	167	190	1,965	240	66	49	36
名古屋市	53,756	38	428	11	121	51	89	22	1,238	1,446	294	18,562	705	371	616	253
地上5階以上のもの	17,316	2	24	2	24	19	17	3	82	75	178	9,569	141	47	9	
地下を有するもの 及び地階のみのも	5,599	5	29	1	14	10	12	10	77	78	102	1,503	121	32	21	22
豊橋市	14,326	12	239	8	52	1	18	5	495	741	51	4,546	229	54	148	55
地上5階以上のもの	838		1						10	14	19	448	19		1	
地下を有するもの 及び地階のみのも	280	1	4	2	1		1	1	11	9	6	12	16	2	2	
岡崎市	13,348	9	240	8	33		17	6	271	521	75	4,643	205	55	150	63
地上5階以上のもの	854	1	2	1	1				1	7	18	558	11	4	2	
地下を有するもの 及び地階のみのも	354	1	5						7	10	7	67	10	3	2	4
一宮市	11,197	6	158	10	68	9	20	9	398	551	78	2,885	200	72	163	49
地上5階以上のもの	799		3						1	14	16	535	23	7	3	
地下を有するもの 及び地階のみのも	57	2						2		4	6					
瀬戸市	4,882	3	54		8		3		69	158	12	960	50	30	57	11
地上5階以上のもの	266										2	207	8		3	
地下を有するもの 及び地階のみのも	149		1		1				1	8	3	19	4		3	1
半田市	4,002	3	54		16		5	3	91	167	17	1,229	49	27	45	21
地上5階以上のもの	237										10	151	4	3	1	
地下を有するもの 及び地階のみのも	72	1	1						1	1		10	1	1		
春日井市	10,327	2	136	5	20		18		209	403	16	4,006	166	58	113	42
地上5階以上のもの	956		1						1	5	10	725	8	10		
地下を有するもの 及び地階のみのも	221		5						4	9	5	45	11	3	3	1
豊川市	6,222	6	132	1	20		6	6	152	363	45	1,953	84	38	105	24
地上5階以上のもの	190		1						1		10	124	4	2	3	
地下を有するもの 及び地階のみのも	60		2						4		1	7	4	1	2	
津島市	2,238	4	29		17		2	11	94	148	4	544	67	22	29	12
地上5階以上のもの	97									1	1	64	2	5		
地下を有するもの 及び地階のみのも	18		1		1				1			1				
碧南市	2,963	3	51		6		1		44	108	16	688	39	8	34	10
地上5階以上のもの	88		1								1	65	2			
地下を有するもの 及び地階のみのも	39	2	2						1		2	3	2			

第8 - 4表 防火対象物数の状況

24.3.31現在

7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19
		イ	ロ			イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ					
7,653	326	48	160	227	3,428	40,386	19	1,788	29	20,566	21,090	22,052	10,897	11	1	192	24	
520	7	2			21	359	3	65		227	2,051	4,239	2,259			1		
463	53	7	4	108	182	223	7	67		135	1,800	1,955	524	11	1	4		
7,374	297	47	157	221	3,177	37,654	18	1,716	7	18,816	19,716	21,227	10,571	11	1	188	24	
518	7	2			21	344	3	65		216	2,028	4,198	2,247			1		
459	53	7	4	108	179	212	7	66		129	1,744	1,948	523	11	1	4		
2,412	61	18	77	128	726	5,417	12	356		2,327	4,275	9,274	4,367	9		41	11	
326	4				20	145	3	30		129	1,453	3,165	1,848			1		
288	14	5	2	100	108	69	7	19		47	934	1,550	407	9		3		
421	11	6	11		134	2,526	3	157		1,729	1,456	848	358		1	8	3	
29						13		1		5	61	157	60					
18	3				7	4		7		5	80	72	15		1			
434	15	3	8	5	314	2,016		122		1,235	1,229	954	682			35		
20	1				1	13		1		3	69	103	37					
21	4				15	13		5		11	89	54	26					
250	7	3	19	1	210	2,664		52		951	990	893	466			14	1	
3		2				13		1		15	49	89	25					
	1							1		3	24	14						
172	14		5	2	70	1,551		64		525	408	375	278				3	
4						4		1		1	5	23	8					
12	2				4	17		5		10	26	21	11					
103	3	1		3	34	672		56		542	527	237	96			1		
						3		1		1	12	34	17					
3	1					3		1		1	37	9	1					
295	4	1	4	4	77	1,772	1	82	1	996	777	738	370	1		10		
13						15				9	34	85	40					
16	2				5	12		4		5	67	20	3	1				
181	4		2	5	70	1,751		59		507	362	225	115			6		
1						7		2		2	11	14	8					
4	1				3	4		1			16	10						
84	2		5		32	555		18		192	185	139	40			3		
3						2				1	5	4	9					
1	1										11	1						
57	4		2		63	671		23		342	377	213	203					
						6				2	8	2	1					
2	2				2	2					14	4	1					

第8 - 4表 防火対象物数の状況

区分 団体名	合計	1		2				3		4	5		6			
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ
刈谷市	5,592	5	47	3	19	3	8	1	159	260	15	2,260	97	23	44	19
地上5階以上のもの	369	1	1						2		12	234	4	2		
地下を有するもの 及び地階のみのも	118	1	5		3	1			1	5	3	11	11	2	2	
豊田市	14,784	8	353	3	30		18	2	300	581	105	4,564	181	55	159	53
地上5階以上のもの	968		2		1				2	4	21	632	10	2		
地下を有するもの 及び地階のみのも	434	1	15		3		1		4	15	12	64	22		4	3
安城市	5,749	5	85	6	10		10	6	127	251	15	2,034	71	19	72	29
地上5階以上のもの	490		1	1					2	2	12	353	3	4		
地下を有するもの 及び地階のみのも	50		1	1	1					1	3	6	2			
西尾市	5,312	4	156	3	11		4	3	128	267	48	1,118	88	30	91	7
地上5階以上のもの	118										12	67	3	1		
地下を有するもの 及び地階のみのも	67		2						1	1	12		2	2		1
蒲郡市	2,940	7	101	1	8		4		76	145	125	621	47	22	42	3
地上5階以上のもの	123	1	1						1	2	33	58	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	34	1	1							2	10	4	2	2	1	
犬山市	2,400	4	27		11		2		56	72	17	615	38	33	41	6
地上5階以上のもの	118		2							1	7	63	2	2		
地下を有するもの 及び地階のみのも	71	1	2		1				2	2	5	5	2	2		1
常滑市	2,623	5	42		4		1		58	144	17	395	33	12	41	2
地上5階以上のもの	85	1									7	47	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	38	1	1								1	1	2	1	2	
江南市	2,907	3	46	1	8		2	6	75	155	1	879	59	19	41	7
地上5階以上のもの	216											190	1	4		
地下を有するもの 及び地階のみのも	25		2							1		4	1			
小牧市	6,413	3	78		7		9		120	235	21	1,827	67	22	45	23
地上5階以上のもの	348		1							1	8	219	2	2	1	
地下を有するもの 及び地階のみのも	87		3		1				1	3	2	8	2			
稲沢市	4,299	3	95		14		6	13	124	194	14	1,100	86	41	69	6
地上5階以上のもの	250				1				1		6	178	5	2		
地下を有するもの 及び地階のみのも	38											2	1	1		
新城市	1,814	1	60	15	11			4	73	104	59	268	36	9	36	2
地上5階以上のもの	16											11	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	28	1	1						4			11			2	
東海市	4,189	3	62	2	18		6		129	210	12	1,353	67	17	34	11
地上5階以上のもの	320										3	247	4			
地下を有するもの 及び地階のみのも	55		1							5		9	1	3	1	

第8 - 4表 防火対象物数の状況

24.3.31現在

7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19
		イ	ロ			イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ					
158	8	1	1	5	68	868		47		353	602	372	146					
3						11		7		1	57	25	9					
2					1	12		1		2	43	11	1					
523	22		4	12	237	2,442		218	2	934	1,586	1,463	922			2	5	
31						14		10			74	116	49					
25	1				6	28		8		8	114	67	33					
152	3				54	1,243		48		556	463	332	157			1		
3						4		4		1	22	56	22					
1					2	5		1			17	6	3					
154	11	4		1	108	1,286		21		619	563	432	133			22		
1						7					12	13	2					
	3					2				2	32	7						
93	4		2	3	50	817		20		329	173	190	56	1				
6						1				1	6	9	3					
	2					2					3	3		1				
85	47		1	2	54	403		19		231	234	230	161			11		
7						2		1		2	4	17	8					
8	2				5	2		1			14	9	6			1		
55	7			12	70	900		22	2	378	320	79	23			1		
								1		1	17	7	3					
2					1	4		1		1	19	1						
102	1		2	2	49	462		14		215	195	358	196			8	1	
2						3				1	3	10	2					
1				1						3	9	3						
146	4			4	59	1,338		40	2	1,176	608	377	201			1		
4						16				17	19	41	17					
4					5	4		4		1	32	14	3					
152	6	1	2	2	136	772		21		372	434	430	190			16		
2						10					14	27	4					
2	1				1	3					23	4						
95	10			3	44	470		20		112	199	150	30			3		
						1					1	2						
	2										5	1	1					
95	2	1		4	45	686		47		359	608	311	107					
3						4		1			21	24	13					
	1			2	7					22	3							

第8 - 4表 防火対象物数の状況

区分 団体名	合計	1		2				3		4	5		6			
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ
大府市	3,390	1	44	1	6		4	1	86	139	9	1,156	51	26	31	6
地上5階以上のもの	156				2						2	111	2	2		
地下を有するもの 及び地階のみのも	70		1						1	1		17	5	5		
知多市	2,425		70		2		1	1	38	69	10	952	45	10	39	8
地上5階以上のもの	144											109	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	48		3							1		11	1			1
知立市	2,523	1	35	2	2		6	1	61	93	9	1,243	26	10	23	6
地上5階以上のもの	222								1		3	171	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	37	1					1		1	1		11	1		1	
尾張旭市	2,275	1	34	1	6		4		60	101	3	844	43	21	34	7
地上5階以上のもの	175								1		2	136	2	2	1	
地下を有するもの 及び地階のみのも	45									1		13	1			1
高浜市	1,748		14		10		2		32	74	2	599	20	9	18	9
地上5階以上のもの	54											37		1		
地下を有するもの 及び地階のみのも	8		1													
岩倉市	1,785		23	3	7		1	2	51	78	3	804	43	9	26	6
地上5階以上のもの	171										1	138	1	1		
地下を有するもの 及び地階のみのも	10											1				
豊明市	1,925	3	43		8		3		43	78	3	827	39	12	23	7
地上5階以上のもの	179	1									1	135	4	6		
地下を有するもの 及び地階のみのも	47	2										23	4	1		
日進市	2,156		31		12				164	172	8	836	66	30	47	9
地上5階以上のもの	201										1	146	4	2		
地下を有するもの 及び地階のみのも	79		3							1	6	33	2			
田原市	2,250		106	1	4		1		67	112	53	412	22	11	36	2
地上5階以上のもの	37										6	18	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	37		1								4	5	1	1		
愛西市	1,459	1	38	2	1		4		37	63	3	236	28	16	43	12
地上5階以上のもの	23										2	18				
地下を有するもの 及び地階のみのも	1		1													
清須市	2,723		25		8		3		75	81	2	821	48	7	53	2
地上5階以上のもの	133		1									86		2		
地下を有するもの 及び地階のみのも	1											1				
北名古屋市	3,776		32	1	13		6		115	168	5	1,208	42	14	41	5
地上5階以上のもの	129										1	98	3	2	1	
地下を有するもの 及び地階のみのも	14								1			1	1			

第8 - 4表 防火対象物数の状況

24.3.31現在

7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19
		イ	ロ			イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ					
58	1	2	2		40	811		24		254	283	249	105					
2						4				2	4	18	7					
5		1			1	8		2			10	13						
67	3			2	43	298		22		163	311	202	69					
1						15		1		11	3	1	2					
2					1	2		1			21	4						
56	2	1		1	31	244		14		107	182	207	160					
4						2		1			5	20	14					
1					1	1					6	8	3					
62	2		1	2	27	308		7		133	160	297	117					
2						2					7	19	1					
3	1			1	1	5					12	6						
47	3	1			8	439		9		199	112	93	48					
	1					3				1	2	6	3					
1	1											5						
40	1				33	203		4		135	86	185	42					
						1				1	2	20	6					
											7	1	1					
88	2			2	23	214		9		114	133	184	67					
15								1			2	14						
3	2					2					6	4						
121	5	3	1	3	24	137		10		74	216	137	50					
11	1										11	18	7					
14			1	1	1			1		1	6	9						
128	7		1	1	61	400		19		301	334	123	48					
						5					5	2						
			1			1				1	19	2	1					
82	1		1	1	19	448		7		190	125	68	32			1		
												2	1					
61	6		4	1	33	626	1	4		432	195	157	78					
2						9				3	8	18	4					
76	1		2		33	690		16		698	182	234	192			2		
6						1				3	2	10	2					
2	1									1	6	1						

第8 - 4表 防火対象物数の状況

区分 団体名	合計	1		2				3		4	5		6			
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ
弥富市	2,283		35	1	4		2		46	72	6	444	28	4	24	2
地上5階以上のもの	57										1	36	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	17												1			
みよし市	1,789	1	43		1				110	130	3	508	31	6	72	23
地上5階以上のもの	101								1			75	1		1	
地下を有するもの 及び地階のみのも	25		1							1		4	5		2	1
あま市	2,598	2	35		5		2	5	45	90		883	39	5	40	9
地上5階以上のもの	107											85	2			
地下を有するもの 及び地階のみのも	8															
長久手市	1,950	1	10		4		4		47	107		1,030	33	14	16	6
地上5階以上のもの	135				1					1		104	2	1		
地下を有するもの 及び地階のみのも	137		1						1	7		53	1	4	1	
町村計	13,776	18	274	3	39	1	13	2	369	572	338	3,951	188	79	229	25
地上5階以上のもの	518				1							45	355	8	5	
地下を有するもの 及び地階のみのも	181		4						3	2	49	26	4	3	1	
東郷町	1,038		19		3	1	1		33	80	5	448	22	10	22	2
地上5階以上のもの	83										4	68	2	1		
地下を有するもの 及び地階のみのも																
豊山町	953	2	14		3				41	38	12	182	7	3	10	1
地上5階以上のもの	36										1	21	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも																
大口町	1,000		25				1		23	31	1	251	10	4	11	3
地上5階以上のもの	21											6	2	2		
地下を有するもの 及び地階のみのも																
扶桑町	1,084	2	22		1				38	47	1	364	22	8	13	1
地上5階以上のもの	10										1	6				
地下を有するもの 及び地階のみのも	3											1				
大治町	960		7		1		1		9	34	1	434	7	1	12	3
地上5階以上のもの	35										1	29		1		
地下を有するもの 及び地階のみのも	10															
蟹江町	1,227		21	1	4		2	1	48	52	6	521	20	3	20	4
地上5階以上のもの	89				1						3	64	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも																
飛島村	1,154	1	9						9	23		15	2	1	4	
地上5階以上のもの	8											2				
地下を有するもの 及び地階のみのも	9								1	1						

第8 - 4表 防火対象物数の状況

24.3.31現在

7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19
		イ	ロ			イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ					
50	1			2	35	513		23		397	345	152	96			1		
1										3	4	7	4					
				1		1				1	12	1						
71	2			2	19	402				118	163	63	21					
7						3					8	5						
2	2					1					5	1						
54	3				33	555	1	3		439	130	148	71			1		
						3					3	9	5					
						1					4	2	1					
94	7	1		6	11	84		19		82	188	108	78					
6						2		1			5	6	6					
16	3	1		2	2	4		3		4	18	10	6					
279	29	1	3	6	251	2,732	1	72	22	1,750	1,374	825	326			4		
2						15				11	23	41	12					
4					3	11		1		6	56	7	1					
33					5	204				28	76	39	7					
											2	6						
10	2			1	7	197		16	22	227	70	60	28					
										1	7	3	2					
20	1				10	252		10		162	105	43	37					
1						3				2	3	2						
27	1			1	14	206		3		84	83	93	53					
						1						2						
											1	1						
15					9	138	1	2		156	55	52	22					
						1					2	1						
					1	1					8							
22	2	1	1	1	16	222		5		64	63	93	33			1		
						1				2	1	11	5					
3					13	357		7		421	232	28	29					
										5	1							
						1					6							

第8 - 4表 防火対象物数の状況

区分 団体名	合計	1		2				3		4	5		6			
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ
阿久比町	527	2	22		2		3		21	36		159	19	7	18	1
地上5階以上のもの	32											31				
地下を有するもの 及び地階のみのも	6		1									1				
東浦町	1,004		20		5		1	1	13	36		336	11	10	26	2
地上5階以上のもの	60											53				
地下を有するもの 及び地階のみのも	24											5		3		
南知多町	993		26		4				35	38	225	115	10	8	8	
地上5階以上のもの	53										28	17				
地下を有するもの 及び地階のみのも	72		2								43	14				
美浜町	781		24		3		2		35	39	28	335	9	3	12	1
地上5階以上のもの	14										2	8	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	15								1	1	4					
武豊町	1,305		16		6		1		20	36	11	385	17	7	21	
地上5階以上のもの	52										2	37	1	1		
地下を有するもの 及び地階のみのも	16											1	4		1	
幸田町	1,377		31	2	5		1		34	70	6	390	22	5	38	6
地上5階以上のもの	25										3	13				
地下を有するもの 及び地階のみのも	26		1						1		2	4				
設楽町	185	10	1						1	5	18	10	4	5	5	1
地上5階以上のもの																
地下を有するもの 及び地階のみのも																
東栄町	123	1	10		2				6	7	10	4	4	3	5	
地上5階以上のもの																
地下を有するもの 及び地階のみのも																
豊根村	65		7						3		14	2	2	1	4	
地上5階以上のもの																
地下を有するもの 及び地階のみのも																

第8 - 4表 防火対象物数の状況

24.3.31現在

7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19
		イ	ロ			イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ					
21	1				11	79		1		31	59	25	9					
											1							
1											2		1					
32	2				16	214		5		96	124	35	19					
											2	4	1					
1					1	4				1	7	2						
11	5				50	158		7		115	72	94	11			1		
						1				1		5	1					
					1	2				4	4	2						
10	3				32	82		2		27	53	68	12			1		
1						1						1						
1										1	6	1						
26	2			1	15	307		6		234	132	47	15					
						5					1	3	2					
						1					8	1						
32	2			2	40	288		8		101	180	67	47					
						2					3	3	1					
1						2		1			14							
12	2				3	14				4	46	42	2					
2	5				10	10					12	30	2					
3	1		2			4					12	9				1		

第8 - 5表 中高層建築物数の状況

階別 団体名	計	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階
県計	83,360	37,093	18,663	9,920	4,527	3,782	2,880	1,647	1,533	1,126	524	405
名古屋市	36,959	11,350	8,293	5,186	2,880	2,621	1,909	1,253	1,147	781	380	290
豊橋市	3,661	2,081	742	469	133	90	57	18	27	14	5	6
岡崎市	3,730	1,970	906	379	131	90	81	41	36	34	11	8
一宮市	3,408	1,861	748	315	136	89	102	37	50	28	15	14
瀬戸市	1,094	673	155	130	39	22	21	12	9	13	5	3
半田市	1,010	568	205	67	57	31	33	14	11	9	1	6
春日井市	3,342	1,654	732	520	131	87	88	23	27	41	14	11
豊川市	1,136	693	253	93	39	21	17	7	4	2	4	2
津島市	449	231	121	38	19	13	4	3	3	3	4	
碧南市	591	391	112	58	10	7	4	4	1	2		2
刈谷市	1,765	912	484	141	60	54	36	22	8	11	10	7
豊田市	3,802	1,917	917	420	161	123	94	32	39	30	14	13
安城市	1,819	876	453	178	67	64	57	25	24	15	10	3
西尾市	879	579	182	64	24	12	5	3	2	3		1
蒲郡市	867	587	157	45	26	15	14	8	5	3	5	1
犬山市	622	370	134	49	34	10	11	3	7	3		
常滑市	421	263	73	32	14	9	11	9	1	2	1	2
江南市	814	434	164	153	14	10	5	8	6	3	1	2
小牧市	1,590	837	405	136	53	41	35	22	16	20	8	2
稲沢市	1,069	548	271	106	34	27	32	7	13	12	5	3
新城市	198	136	46	8	6	1	1					
東海市	1,348	672	356	166	52	40	18	13	8	7	2	3
大府市	924	543	225	59	21	28	14	6	4	5	1	4
知多市	632	361	127	98	20	9	6	2	3	5		
知立市	867	453	192	142	20	17	20	4	7	2	3	1
尾張旭市	777	441	161	48	39	35	26	4	2	10	4	2
高浜市	386	234	98	32	8	6	1	2	1	1		1
岩倉市	612	311	130	101	17	14	10	10	6	2	2	2
豊明市	726	406	141	98	20	23	10	8	4	4	3	1
日進市	699	364	134	69	27	27	31	9	14	5	4	2
田原市	284	184	63	19	11	3	2	1		1		
愛西市	174	116	35	11	3	3	1		2	1		1
清須市	931	550	248	56	28	19	14	3	4	4	2	1
北名古屋市	859	562	168	62	22	9	13	4	5	5	2	2
弥富市	312	201	54	14	18	7	8	2	4	3		
みよし市	426	240	85	41	18	8	17	3		9	2	1
あま市	627	375	145	37	23	16	12	4	5	8		
長久手市	672	386	151	36	30	25	8	7	5	6	2	5
東郷町	248	135	30	45	5	7	17	1	2	3	1	
豊山町	212	128	48	16	2	7	4	2		4		
大口町	212	124	67	13	5	3						
扶桑町	181	131	40	4	2	2		1		1		
大治町	292	191	66	16	6	3	2	2		1		1
蟹江町	353	195	69	27	18	10	11	2	10	2	1	
飛島村	94	69	17	6	2							
阿久比町	110	57	21	26	1	1		1	1	1	1	
東浦町	213	118	35	28	10	7	6	1	1	4	1	

第8 - 5表 中高層建築物数の状況

24.3.31現在(単位:棟)

14階	15階	16階	17階	18階	19階	20階	21階	22階	23階	24階	25階	26階以上
700	453	16	7	15	9	11	6	6	3	6	6	22
482	306	12	5	12	7	6	4	5	3	4	5	18
12	3	1		2								1
21	18	1				2						1
6	4			1		1	1					
6	6											
2	5		1									
7	7											
1												
10												
11	8	1										
18	22				1		1					
27	16					1		1		1	1	
1	2					1						
					1							
	1											
2	2											
10	4											
10	3	1										1
5	6											
9	2											
6	8											
	1											
4	2											
	5											
2												
4	2		1									
3	5											
8	4									1		
1												
2												
5												
1												
2												
1	1											
4	7											
1	1											
1												
4												
6	2											
2												

第8 - 5表 中高層建築物数の状況

階別 団体名	計	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階
南知多町	277	173	51	15	12	6	7	1	6	1		1
美浜町	139	99	26	9	2	2		1				
武豊町	272	160	60	27	15	5	2	1	1			1
幸田町	253	167	61	12	2	3	3	1	2	2		
設楽町	14	10	4									
東栄町	5	4	1									
豊根村	3	2	1									

第8 - 5表 中高層建築物数の状況

24.3.31現在(単位:棟)

14階	15階	16階	17階	18階	19階	20階	21階	22階	23階	24階	25階	26階以上
3												1

第8 - 6表 防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況

24.3.31現在

防火対象物の区分	防火対象物数								立入検査	消防用設備又は特殊消防用設備等設置検査			
	総数	地上5階未満(地下のみを除く)	地上5階以上	小計	うち地下1階	うち地下2階	うち地下3階以上	地下のみ		検査を要する対象物	検査届出対象物平成22年度中	検査済平成22年度中	
1	イ	166	159	7	166	19	2			86	133	8	7
	ロ	3,565	3,523	42	3,565	95	4	1		853	1,794	104	80
2	イ	92	88	4	92	3	1			46	31	3	1
	ロ	644	613	31	644	23	3			219	539	29	18
	ハ	65	46	19	65	11				60	45	2	2
	ニ	305	288	17	305	15				266	221	42	36
3	イ	109	106	3	109	13				49	78	5	4
	ロ	5,932	5,824	107	5,931	122	4		1	1,943	1,962	98	82
4		9,423	9,294	127	9,421	156	8	3	2	3,511	5,365	327	259
5	イ	1,514	1,063	451	1,514	212	24	3		620	1,187	64	58
	ロ	73,804	57,190	16,603	73,793	1,871	99	10	11	12,442	38,886	1,036	862
6	イ	3,456	3,164	292	3,456	227	17			907	2,317	192	159
	ロ	1,320	1,199	121	1,320	68	1			939	1,441	344	314
	ハ	2,970	2,944	26	2,970	48	1	1		1,641	2,138	213	174
	ニ	852	852		852	36				297	757	41	29
7		7,653	7,132	520	7,652	428	29	5	1	1,061	5,844	370	284
8		326	319	7	326	45	8			190	228	17	14
9	イ	48	46	2	48	7				28	22		
	ロ	160	160		160	4				37	44	1	1
10		227	213		213	12	62	20	14	89	166	52	52
11		3,428	3,404	21	3,425	170	8	1	3	568	837	24	21
12	イ	40,386	40,024	359	40,383	209	7	4	3	6,103	19,894	861	650
	ロ	19	16	3	19	5	2			12	33	1	1
13	イ	1,788	1,713	65	1,778	42	15		10	242	1,388	53	42
	ロ	29	29		29					1	53	1	
14		20,566	20,338	227	20,565	130	3	1	1	3,117	9,463	249	183
15		21,090	19,029	2,051	21,080	1,491	220	79	10	4,001	8,109	613	479
16	イ	22,052	17,807	4,239	22,046	1,648	213	88	6	9,611	15,332	1,081	924
	ロ	10,897	8,631	2,259	10,890	479	29	9	7	2,182	3,561	161	120
16の2		11							11	87	5	2	1
16の3		1							1	3	1		
17		192	191	1	192	2	2			95	54	2	2
18		24	24		24						4		
19													
20													
合計		233,114	205,429	27,604	233,033	7,591	762	225	81	51,306	121,932	5,996	4,859

第8 - 7表 消防用設備等設置状況(その1)

24.3.31現在

防火 対象物 の区分	自動火災報知設備							ガス漏れ火災警報設備						
	対象 物数	設置	特例			経過 措置	違反	対象 物数	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用					うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用		
1	イ	159	156		2			1	7	7				
	ロ	1,789	1,637	16	148			4	15	15				
2	イ	29	27	6				2						
	ロ	535	522	9	5			8						
	ハ	58	55	1	1			2						
	ニ	311	290	28	3			18						
3	イ	131	127	2	1			3						
	ロ	1,873	1,725	101	74			74	2	2				
4		5,204	4,960	155	91			153	32	31		1		
5	イ	1,243	1,221	78	3			19	24	24				
	ロ	33,430	21,864	341	11,291	234		41	5	5				
6	イ	3,050	2,080	32	950			20	61	60		1		
	ロ	1,289	1,278	15			3	8	8	8				
	ハ	2,274	2,259	33	6			9	6	6				
	ニ	760	759	11				1	1				1	
7		6,216	6,190	38	9	13		4	3	3				
8		215	213		1			1						
9	イ	40	40	2										
	ロ	22	22	1										
10		187	185		1	1								
11		407	376	5	4	19		8						
12	イ	19,752	16,909	537	516	1,160		1,167	4	4				
	ロ	12	12											
13	イ	832	732	2	89	1		10						
	ロ	29	25		3	1								
14		8,362	7,554	217	343	217		248	1	1				
15		7,318	7,038	80	213	48		19	21	21				
16	イ	13,827	10,797	469	2,403		8	619	192	190		2		
	ロ	4,007	3,602	153	328	30		47	4	4				
16の2		11	11						10	10				
16の3		1	1						1	1				
17		186	150	4	23			13						
18														
19														
20														
合計		113,559	92,817	2,336	16,508	1,724	11	2,499	397	393		4		

第8 - 7表 消防用設備等設置状況(その2)

24.3.31現在

防火 対象物 の区分	スプリンクラー設備								屋内消火栓設備					
	対象 物数	設置	特例			経過 措置	違反	区画 設置	対象 物数	設置	特例			違反
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用						うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用	
1	イ	34	34					1	73	69		3		1
	ロ	47	46		1				328	316	4	7		5
2	イ	1	1						4					4
	ロ	53	49	1	2			2	4	120	115			5
	ハ	1	1							1	1			
	ニ	2	2							17	3			14
3	イ								16	14	3	1		1
	ロ	2	2	1					65	43	2	2		20
4		451	440	8	2			9	5	633	519	10	18	96
5	イ	79	77					2	5	423	406	11	2	15
	ロ	1,408	178	2	1,230				2	8,063	1,347	12	6,674	23
6	イ	295	288	3	6			1	8	688	345	5	338	5
	ロ	1,059	1,023	11	8		21	7	7	66	63		2	1
	ハ	46	44	1	2					180	167	2	6	7
	ニ	7	7							102	95		6	1
7		27	27							4,286	4,263	18	14	5
8		2	2							93	89		3	1
9	イ	1	1							15	15	1		
	ロ									13	11		1	1
10		82	82							115	109		6	
11		2	2							143	91	1	22	16
12	イ	49	49						1	7,173	5,363	113	294	581
	ロ									5	5			
13	イ	6	6							9	9			
	ロ									13	4		9	
14		61	52		9				3	2,634	2,105	60	216	79
	ラック	29	26		3									
15		134	132	1	2				1	2,655	2,398	23	218	18
16	イ	951	869	47	69		5	8	14	1,759	1,288	44	413	58
	ロ	78	44	3	33			1	2	891	633	43	213	10
16の2		10	10							9	9			
16の3		1	1											
17										2	2			
18														
19														
20														
合計		4,889	3,469	78	1,364		26	30	53	30,594	19,897	352	8,468	732

第8 - 7表 消防用設備等設置状況(その3)

24.3.31現在

防火 対象物 の区分	漏電火災警報器					水噴霧消火設備等						
	対象物	設置	特例		違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	4	4			19	19					
	ロ	21	21			55	55					
2	イ	1	1			1	1					
	ロ	13	13			81	81	2				
	ハ	2	2			1	1					
	ニ	1	1			6	6					
3	イ	9	9			2	2					
	ロ	195	192		1	2	17	16			1	
4		39	37			2	407	404	3	2	1	
5	イ	85	84			1	159	154	1	1	4	
	ロ	705	673		2	30	1,682	1,672	10	8	2	
6	イ	44	42			2	114	113		1		
	ロ	21	21				53	53				
	ハ	65	64			1	13	13				
	ニ	20	20				1	1				
7		18	18				104	103		1		
8		5	5				25	25	1			
9	イ	6	6				5	5	2			
	ロ	66	66				2	2				
10							13	11		2		
11		48	45		3		15	15				
12	イ	122	118	1		4	1,022	990	6	12	7	13
	ロ						3	3				
13	イ						1,727	1,704	4	13	2	8
	ロ						23	19			4	
14		14	14				103	101	1			2
15		45	45				1,317	1,288	3	24	2	3
16	イ	170	166	3	1	3	910	906	12	4		
	ロ	51	49	1		2	311	310	4			1
16の2							6	6				
16の3												
17		7	7				1	1				
18												
19												
20												
合計		1,777	1,723	5	7	47	8,198	8,080	49	68	15	35

第8 - 7表 消防用設備等設置状況(その4)

24.3.31現在

防火 対象物の 区分	非常警報設備					屋外消火栓設備						
	対象物	設置	うち 一部 違反	特例 32条 適用	違反	対象物	設置	うち 一部 違反	特例 32条 適用	17条の 2の5 等適用	違反	
1	イ	104	97		7		7	7				
	ロ	2,383	1,962	12	408	13	4	4				
2	イ	52	33	1	13	6	1	1				
	ロ	331	323			8	1	1				
	ハ	9	8	1		1						
	ニ	67	65	2		2						
3	イ	12	11	1		1						
	ロ	3,463	3,361	86	15	87						
4		2,696	2,632	34	11	53	36	35			1	
5	イ	352	350	7	1	1	3	3				
	ロ	9,571	5,944	45	3,555	72	28	19	9			
6	イ	860	850	4	4	6	16	15	1			
	ロ	228	227		1		1	1				
	ハ	425	411	1	12	2	2	2				
	ニ	249	247		2		1	1				
7		3,180	3,157	12	8	15	44	40	4			
8		130	128			2	3	3				
9	イ	30	30	1								
	ロ	65	47	1	15	3	1	1				
10		34	34				11	11				
11		1,189	1,045	21	84	60	22	21	1			
12	イ	588	552	3	5	31	1,922	1,811	31	18	22	71
	ロ	4	4				10	10				
13	イ	41	39		1	1	7	7				
	ロ	1	1									
14		120	116	3		4	777	751	4	10	2	14
15		2,702	2,623	12	36	43	222	210		10		2
16	イ	5,587	5,367	180	46	174	27	25	2			
	ロ	1,146	1,073	27	28	45	54	51	1		1	2
16の2		18	18									
16の3		1	1									
17		13	13				8	8				
18												
19												
20												
合計		35,651	30,769	454	4,252	630	3,208	3,038	36	55	25	90

第8 - 7表 消防用設備等設置状況(その5)

24.3.31現在

防火 対象物 の区分	誘導灯						非常コンセント設備					
	対象物	設置	うち 一部 違反	特例	違反		対象物	設置	うち 一部 違反	特例		違反
				32条 適用						32条 適用	17条の 2の5 等適用	
1	イ	132	126	2	5	1	1	1				
	ロ	3,151	2,891	32	250	10						
2	イ	76	72	5	1	3						
	ロ	601	598	10	1	2	1	1				
	ハ	79	73	5		6						
	ニ	304	301	29		3	1	1				
3	イ	123	117	4		6						
	ロ	6,345	6,215	209	56	74	2	2				
4		8,708	8,517	176	58	133	4	4				
5	イ	1,425	1,417	63	3	5	54	54				
	ロ	5,207	3,696	53	1,489	22	2,628	2,627	9	1		
6	イ	3,254	3,241	36	4	9	18	18				
	ロ	1,323	1,303	6	12	8	2	2				
	ハ	2,601	2,528	14	50	23	3	3				
	ニ	756	744	9	10	2						
7		1,408	1,386	46	14	8	20	20				
8		151	150	2		1	1	1				
9	イ	49	49	3								
	ロ	68	67	2		1						
10		134	133		1		9	9				
11		302	285	5	14	3						
12	イ	4,251	3,769	68	150	332	1	1				
	ロ	13	13									
13	イ	329	315	5	9	5						
	ロ	14	14									
14		2,699	2,379	43	148	172	5	5				
15		6,142	5,886	45	200	56	96	96				
16	イ	15,841	15,480	658	180	181	375	375	4			
	ロ	2,514	2,409	68	61	44	157	157	1			
16の2		11	11				7	6		1		
16の3		1	1									
17		8	7		1		1	1				
18												
19												
20												
合計		68,020	64,193	1,598	2,717	1,110	3,386	3,384	14	2		

第8 - 7表 消防用設備等設置状況(その6)

24.3.31現在

防火 対象物 の区分	避難器具						排煙設備						
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	22	20		2		8	8					
	ロ	535	496	3	34		16	15		1			
2	イ	19	17	2	1		1	1					
	ロ	156	150	2	1		18	17	1	1			
	ハ	46	44	4									
	ニ	127	122	4									
3	イ	33	32	3									
	ロ	1,181	1,119	83	3								
4		464	438	12	2		232	210	2	16		6	
5	イ	565	552	20	2								
	ロ	20,450	19,943	252	466								
6	イ	621	615	4	5								
	ロ	317	313	2	4								
	ハ	600	568	6	27								
	ニ	303	291	4	7								
7		2,746	2,731	16	9								
8		29	28										
9	イ	8	8										
	ロ	5	5										
10		1	1				62	60		2			
11		132	129		1								
12	イ	490	478	4									
	ロ	3	3										
13	イ	7	7				22	20		2			
	ロ	1	1										
14		176	173	2	1								
15		2,149	2,128	26	2								
16	イ	5,417	5,283	209	52		225	214	3	9		2	
	ロ	1,973	1,933	77	14		23	21		2			
16の2							7	5		2			
16の3													
17		2	1		1								
18													
19													
20													
合計		38,578	37,629	735	634		315	614	571	6	35		8

第8 - 7表 消防用設備等設置状況(その7)

24.3.31現在

防火 対象物 の区分	連結散水設備						連結送水管						
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	1			1		8	8					
	ロ	2	2				18	18					
2	イ						1	1					
	ロ	1	1				27	27	1				
	ハ						3	3					
	ニ						7	7	1				
3	イ						1	1					
	ロ						15	15	2				
4		7	2		5		70	70	1				
5	イ	5	3		2		326	326	7				
	ロ	96	43	1	53		8,645	8,641	152	4			
6	イ	6	4		2		150	150	1				
	ロ						38	38					
	ハ	2	1		1		10	10					
	ニ												
7		49	33		15	1	278	278					
8		13	11		2		3	3					
9	イ												
	ロ												
10		23	5		15		3						
11		6	2		4		14	14					
12	イ	17	15		2		8	8					
	ロ	2	2				153	148		4	1		
13	イ	3	3				2	2					
	ロ						79	79	1				
14		6	5		1		98	96	1			2	
15		179	122		53	2	2	1,098	1,094	15	4		
16	イ	49	32	1	16	1	1,990	1,987	108	3			
	ロ	19	15		2	2	1,053	1,051	36	1		1	
16の2							7	7					
16の3													
17													
18							21	19		2			
19													
20													
合計		486	301	2	174	3	8	14,123	14,101	326	18	1	3

第8 - 7表 消防用設備等設置状況(その8)

24.3.31現在

防火 対象物 の区分	動力消防ポンプ設備						消防用水						
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ						5	5					
	ロ												
2	イ												
	ロ						4	4					
	ハ												
	ニ												
3	イ												
	ロ	1	1										
4		5	4				64	64				1	
5	イ	3	3				3	3					
	ロ	53	2		51		63	62		1			
6	イ	4	4				38	38					
	ロ						7	7					
	ハ						2	2					
	ニ												
7		4	3		1		45	33		12			
8													
9	イ												
	ロ												
10							1	1					
11		2	1		1								
12	イ	923	915	7	3	2	3	963	944	12	2	5	12
	ロ							1					1
13	イ	4	4					29	29				
	ロ							1	1				
14		131	131	2				155	152		3		
15		116	115				1	142	133		8		1
16	イ	9	7		2			118	117				1
	ロ	20	19		1			35	35				
16の2													
16の3													
17		4	4					1	1				
18													
19													
20													
合計		1,279	1,213	9	59	2	5	1,677	1,631	12	26	5	15

第8 - 7表 消防用設備等設置状況(その9)

24.3.31現在

防火 対象物 の区分		非常電源						
		設置済				既存 不適格	違反	
		専用受電 A	自家発 B	蓄電池 C	燃料電池 D		A、B、C、Dのうち いずれかの設置 義務のあるもの	B、C、Dのうちい ずれかの設置義 務のあるもの
1	イ	6	80	4	1			1
	ロ	32	292	20	1		2	4
2	イ		1				3	1
	ロ	13	137	6			1	5
	ハ							
	ニ	1	2	1			6	1
3	イ	9	4				1	
	ロ	24	32	10			10	3
4		79	782	30			52	31
5	イ	56	392	45			9	7
	ロ	2,933	200	69	18		16	6
6	イ	44	426	41			2	6
	ロ	53	641	20			3	4
	ハ	65	133	6			1	4
	ニ	27	61	5				3
7		3,095	191	22		45	6	2
8		46	28	6				
9	イ	3	10	1				
	ロ	8	2					1
10		79	8	2				
11		53	16	3		2	6	
12	イ	4,355	363	104		322	591	17
	ロ	2	3	1		1	2	
13	イ	189	73	205			6	2
	ロ	20	7	8				
14		1,837	109	15		107	174	6
15		1,404	727	436		27	24	
16	イ	322	1,089	211			21	20
	ロ	404	58	49		1	20	2
16の2		5	10	4				
16の3			1					
17		5	3	1				
18								
19								
20								
合計		15,169	5,881	1,325	2	523	956	126

第8 - 8表 消防用設備等の点検報告等の実施状況

24.3.31現在

防火対象物の区分	点検を要する防火対象物					報告済防火対象物					点検指定対象物						
	総数	1,000㎡未満		1,000㎡以上		総数	1,000㎡未満		1,000㎡以上		要点検対象物			報告済対象物			
		特定一階段等	特定一階段等	特定一階段等	特定一階段等		1,000㎡以上	特定一階段等	1,000㎡未満で特定一階段等	1,000㎡以上	特定一階段等	1,000㎡未満で特定一階段等					
1	イ	153	59	1	94												
	ロ	3,789	3,286	25	503	15	2,345	1,935	13	410	10	503	15	25	407	10	13
2	イ	84	78	7	6		20	18	2	2		6		7	2		2
	ロ	654	367	6	287	3	359	137	2	222	1	287	3	6	222	1	2
	ハ	72	72	31			49	49	23					31			23
	ニ	310	270	20	40	3	178	148	16	30	3	40	3	20	30	3	16
3	イ	108	95	5	13	3	48	38	3	10	3	13	3	5	10	3	3
	ロ	7,058	6,980	279	78	9	2,519	2,468	126	51	5	78	9	279	51	5	126
4		9,806	8,045	144	1,761	69	4,330	2,993	75	1,337	43	1,761	69	144	1,335	43	75
5	イ	1,480	849	138	631	87	958	463	94	495	69	631	87	138	495	69	94
	ロ	72,563	51,500		21,063		39,720	23,959		15,761		20,588			15,416		
6	イ	3,558	2,736	69	822	69	2,041	1,327	48	714	48	822	69	69	711	48	48
	ロ	1,450	815	31	635	20	1,111	587	21	524	15	635	20	31	521	15	21
	ハ	3,099	2,510	29	589	6	2,360	1,865	25	495	5	589	6	29	493	5	25
	ニ	862	533	12	329	12	684	396	8	288	10	329	12	12	287	10	8
7		7,496	2,725		4,771		6,189	2,134		4,055		4,630			3,861		
8		322	183		139		278	154		124		136			115		
9	イ	100	70		30		34	13		21		30			21		
	ロ	169	152		17		87	78		9		16			8		
10		248	125		123		199	91		108		122			103		
12	イ	39,791	28,933		10,858		15,731	9,250		6,481		10,376			6,228		
	ロ	19	11		8		14	6		8		8			8		
13	イ	1,821	1,133		688		857	447		410		664			393		
	ロ	29	8		21		10	3		7		21			7		
14		20,350	16,160		4,190		7,420	4,879		2,541		4,039			2,444		
15		19,375	13,736		5,639		10,728	6,563		4,165		5,425			4,046		
16	イ	20,922	15,843	376	5,079	132	10,153	6,258	250	3,895	96	5,079	132	376	3,890	96	250
	ロ	9,512	6,881		2,631		4,632	2,578		2,054		2,593			2,036		
16の2		11	5		6		11	5		6		6			6		
16の3		1			1		1			1		1			1		
17		208	197		11		136	128		8		11			8		
18		20	13		7		3	1		2		7			2		
19																	
20																	
特定防火対象物計		53,517	42,613	1,173	10,904	428	27,314	18,742	707	8,572	308	10,904	428	1,173	8,553	308	707
非特定防火対象物計		#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#####	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#####	#REF!	#####	#REF!	#REF!	#####	#REF!
合計		228,514	167,147	1,173	61,367	428	114,506	69,986	707	44,520	308	59,829	428	1,173	43,440	308	707

特定防火対象物は、1年に1回、非特定防火対象物は3年に1回報告が義務づけられている。

第8 - 9表 防災物品使用状況

24.3.31現在

防火対象物の区分	防災防火対象物数	カーテン等				じゅうたん等				合 板				
		防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明	防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明	防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明	
		防災物品	全部又は一部非防災物品			防災物品	全部又は一部非防災物品			防災物品	全部又は一部非防災物品			
1	イ	155	113	1	40	1	88	5	61	1	24	1	120	10
	ロ	3,537	2,221	187	953	176	1,239	168	1,901	229	136	28	3,075	298
2	イ	89	44	11	28	6	34	8	41	6	12		71	6
	ロ	663	276	36	338	13	187	34	424	18	27	3	606	27
	ハ	62	42		17	3	39		20	3	1		57	4
	ニ	280	107	17	147	9	72	17	179	12	4	2	256	18
3	イ	120	59	15	45	1	50	9	61		4		115	1
	ロ	6,022	2,565	358	2,832	267	1,240	310	4,119	353	142	50	5,376	454
4		9,940	3,193	370	5,931	446	1,611	440	7,362	527	375	105	8,713	747
5	イ	1,525	1,114	180	166	65	979	157	314	75	67	47	1,295	116
6	イ	3,803	2,501	180	992	130	1,229	160	2,218	196	140	18	3,411	234
	ロ	1,453	1,141	66	166	80	677	44	643	89	62	1	1,287	103
	ハ	2,936	2,126	177	479	154	1,261	162	1,314	199	123	34	2,467	312
	ニ	844	665	40	123	16	380	38	399	27	38	14	727	65
9	イ	52	37	2	11	2	33	1	15	3	1		49	2
12	ロ	29	17		12		14		15		9		20	
16	イ	22,847	8,381	858	12,529	1,079	5,622	877	15,229	1,119	745	62	20,890	1,150
	ロ	234	27	6	190	11	19	2	203	10	8	2	214	10
16の2		2	1		1				2				2	
16の3		25	8	1	16		8		17				25	
高層建築物		1,679	673	133	576	297	585	134	673	287	85	9	1,302	283
合計		56,297	25,311	2,638	25,592	2,756	15,367	2,566	35,210	3,154	2,003	376	50,078	3,840

第8 - 10表 建築同意事務処理状況

平成23年4月1日～平成24年3月31日

申請要旨	同意		小計	不同意 件数	不同意の理由			総計
	指導無	指導有			消防法	建築基準法	その他	
新築	12,139	2,417	14,556					14,556
増築	881	483	1,364					1,364
改築	13	9	22					22
移転	2		2					2
修繕	3		3					3
模様替	2	3	5					5
用途変更	39	76	115					115
その他	172	45	217					217
合計	13,251	3,033	16,284					16,284

第8 - 11表 防火対象物定期点検報告等の実施状況

24.3.31現在

防火 対象物 の区分	該当防火対象物数				点検報告済 防火対象物数		特例認定済 防火対象物数		点検報告 件数		認定件数		
	第1号該当		第2号該当		第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当	
		複数 権原		複数 権原									
1	イ	79	1	1		29	1	30		30	1	15	
	ロ	1,036	9	19		568	9	229	4	606	10	35	4
2	イ	1		8	3					5			
	ロ	273	10	7		182	4	20		193	4	7	
	ハ			26	8		19				29		
	ニ	28		22	3	21	14			21	16		
3	イ	2		6			1	1	1		1	1	
4		850	56	157	5	477	62	144	3	573	71	80	1
5	イ	124	12	206	3	57	84	29	31	70	88	24	22
6	イ	172	3	81	1	84	33	43	23	92	34	27	17
	ロ	25	3	46	3	8	28	5	2	9	33	3	1
	ハ	62		30	1	29	13	12	8	29	14	3	6
	ニ	115	1	12		63	10	26	1	65	10	16	1
9	イ	27	1			14		2		18		2	
16	イ	1,442	650	417	240	628	158	226	23	5,302	742	1,253	26
16の2		4	4			1		1		88	5	424	5
合計		4,275	755	1,272	282	2,177	526	770	99	7,129	1,180	1,891	86

第8-12表 平成23年度消防設備士試験実施状況

消防設備士 試験の区分		試 験 申請者数 (ア)	試 験 受検者数 (イ)	筆記試験		実技試験		最終合格	
				合格者数 (ウ)	合格率 (ウ)/(イ)	合格者数 (エ)	合格率 (エ)/(ウ)	合格者数 (オ)	最 終 合格率 (オ)/(イ)
甲 種	特類	82	71	16	22.5	-	-	16	22.5
	第1類	617	454	207	45.6	91	44.0	91	20.0
	第2類	175	148	74	50.0	36	48.6	36	24.3
	第3類	165	135	74	54.8	46	62.2	46	34.1
	第4類	1,031	820	380	46.3	238	62.6	238	29.0
	第5類	190	143	95	66.4	58	61.1	58	40.6
	小計	2,260	1,771	846	47.8	469	55.4	485	27.4
乙 類	第1類	157	123	55	44.7	31	56.4	31	25.2
	第2類	38	33	15	45.5	8	53.3	8	24.2
	第3類	55	46	26	56.5	16	61.5	16	34.8
	第4類	452	368	243	66.0	137	56.4	137	37.2
	第5類	63	56	36	64.3	23	63.9	23	41.1
	第6類	1,418	1,210	714	59.0	413	57.8	413	34.1
	第7類	214	183	146	79.8	58	76.3	128	69.9
	小計	2,397	2,019	1,235	61.2	686	55.5	756	37.4
合 計		4,657	3,790	2,081	54.9	1,155	55.5	1,241	32.7

電気工事士免状所持者は、実技試験を免除されています。

第8-13表 年度別消防設備士試験実施状況

(昭和41年度～平成23年度)

年度	区分 種別	合計	甲種						
			小計	特類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類
41)	申請者数	136,422	71,696	149	23,884	5,043	5,085	34,385	3,150
	受験者数	119,186	61,813	136	20,202	4,374	4,317	29,985	2,799
	合格者数	48,432	23,126	22	6,323	2,038	1,675	11,900	1,168
	合格率	40.6	37.4	16.2	31.3	46.6	38.8	39.7	41.7
	免状交付数	48,179	23,024	21	6,300	2,031	1,670	11,845	1,157
19	申請者数	3,235	1,552	66	509	80	101	687	109
	受験者数	2,744	1,280	60	404	67	89	563	97
	合格者数	855	333	6	114	34	27	111	41
	合格率	31.2	26.0	10.0	28.2	50.7	30.3	19.7	42.3
	免状交付数	835	327	6	113	33	27	108	40
20	申請者数	3,410	1,725	70	489	84	114	860	108
	受験者数	2,930	1,440	60	398	73	94	727	88
	合格者数	1,054	388	15	106	31	32	181	23
	合格率	36.0	26.9	25.0	26.6	42.5	34.0	24.9	26.1
	免状交付数	1,027	374	12	103	32	32	172	23
21	申請者数	4,167	2,116	60	641	121	134	1,032	128
	受験者数	3,565	1,764	54	525	103	107	858	117
	合格者数	1,207	550	5	113	47	26	336	23
	合格率	33.9	31.2	9.3	21.5	45.6	24.3	39.2	19.7
	免状交付数	1,192	544	4	113	46	26	332	23
22	申請者数	3,583	1,716	53	518	115	122	774	134
	受験者数	3,052	1,430	46	418	98	111	644	113
	合格者数	976	388	8	117	33	22	187	21
	合格率	32.0	27.1	17.4	28.0	33.7	19.8	29.0	18.6
	免状交付数	963	382	7	116	33	22	183	21
23	申請者数	4,657	2,260	82	617	175	165	1,031	190
	受験者数	3,790	1,771	71	454	148	135	820	143
	合格者数	1,241	485	16	91	36	46	238	58
	合格率	32.7	27.4	22.5	20.0	24.3	34.1	29.0	40.6
	免状交付数	1,202	467	16	88	36	44	226	57
累計	申請者数	155,474	81,065	480	26,658	5,618	5,721	38,769	3,819
	受験者数	135,267	69,498	427	22,401	4,863	4,853	33,597	3,357
	合格者数	53,765	25,270	72	6,864	2,219	1,828	12,953	1,334
	合格率	39.7	36.4	16.9	30.6	45.6	37.7	38.6	39.7
	免状交付数	53,398	25,118	66	6,833	2,211	1,821	12,866	1,321

第8-13表 年度別消防設備士試験実施状況

(昭和41年度～平成23年度)

種別	区分	乙 種							試験日	
		小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類		第7類
申請者数		64,726	6,288	1,728	2,185	10,180	1,759	26,721	15,865	
受験者数		57,373	5,626	1,549	1,968	8,743	1,574	23,853	14,060	
合格者数		25,306	1,786	533	585	3,053	719	10,028	8,602	
合格率		44.1	31.7	34.4	29.7	34.9	45.7	42.0	61.2	
免状交付数		25,155	1,779	528	581	3,004	715	9,988	8,560	
申請者数		1,683	146	33	34	334	52	975	109	(財)消防試験研究センターに委任 H19.9.2 H19.9.9
受験者数		1,464	131	31	32	279	45	841	105	
合格者数		522	36	7	8	85	12	307	67	
合格率		35.7	27.5	22.6	25.0	30.5	26.7	36.5	63.8	
免状交付数		508	35	7	8	83	12	298	65	
申請者数		1,685	133	37	40	373	58	932	112	(財)消防試験研究センターに委任 H20.8.31 H20.9.7
受験者数		1,490	113	34	34	328	56	829	96	
合格者数		666	44	14	9	136	33	360	70	
合格率		44.7	38.9	41.2	26.5	41.5	58.9	43.4	72.9	
免状交付数		653	45	14	9	134	31	352	68	
申請者数		2,051	149	37	36	445	54	1,196	134	(財)消防試験研究センターに委任 H21.9.6 H21.9.13
受験者数		1,801	122	34	32	383	50	1,053	127	
合格者数		657	44	11	13	138	20	337	94	
合格率		36.5	36.1	32.4	40.6	36.0	40.0	32.0	74.0	
免状交付数		648	44	10	13	137	19	333	92	
申請者数		1,867	118	38	31	394	52	1,081	153	(財)消防試験研究センターに委任 H22.9.5 H22.9.12
受験者数		1,622	100	35	28	326	47	941	145	
合格者数		588	19	12	6	135	19	303	94	
合格率		36.3	19.0	34.3	21.4	41.4	40.4	32.2	64.8	
免状交付数		581	18	12	6	129	20	303	93	
申請者数		2,397	157	38	55	452	63	1,418	214	(財)消防試験研究センターに委任 H23.9.4 H23.12.18
受験者数		2,019	123	33	46	368	56	1,210	183	
合格者数		756	31	8	16	137	23	413	128	
合格率		37.4	25.2	24.2	34.8	37.2	41.1	34.1	69.9	
免状交付数		735	29	8	16	137	22	399	124	
申請者数		74,409	6,991	1,911	2,381	12,178	2,038	32,323	16,587	
受験者数		65,769	6,215	1,716	2,140	10,427	1,828	28,727	14,716	
合格者数		28,495	1,960	585	637	3,684	826	11,748	9,055	
合格率		43.3	31.5	34.1	29.8	35.3	45.2	40.9	61.5	
免状交付数		28,280	1,950	579	633	3,624	819	11,673	9,002	

第8 - 14表 消防設備士講習実施状況

昭和50年度～平成8年度

年度	区 分	講習実施区分					計
		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	
50 ） 8	受講申請者数	16,976	4,371	31,912	2,547	12,672	68,478
	受講者数	16,384	4,184	30,983	2,458	12,379	66,388
	欠席者数	592	187	929	89	293	2,090

平成9年度～23年度

年度	区分	講習実施区分				計
		特殊消防用設備	消火設備	警報設備	避難設備	
9～ 13	受講申請者数		5,029	7,617	4,657	17,303
	受講者数		4,926	7,449	4,599	16,974
	欠席者数		103	168	58	329
14	受講申請者数		966	1,360	1,015	3,341
	受講者数		945	1,338	995	3,278
	欠席者数		21	22	20	63
15	受講申請者数		831	1,192	835	2,858
	受講者数		816	1,171	827	2,814
	欠席者数		15	21	8	44
16	受講申請者数		1,019	1,347	1,120	3,486
	受講者数		999	1,330	1,105	3,434
	欠席者数		20	17	15	52
17	受講申請者数		1,214	1,802	974	3,990
	受講者数		1,181	1,767	957	3,905
	欠席者数		33	35	17	85
18	受講申請者数		936	1,724	1,078	3,738
	受講者数		914	1,684	1,061	3,659
	欠席者数		22	40	17	79
19	受講申請者数	35	894	1,443	1,077	3,449
	受講者数	34	883	1,419	1,064	3,400
	欠席者数	1	11	24	13	49
20	受講申請者数	20	822	1,209	875	2,926
	受講者数	20	809	1,189	860	2,878
	欠席者数	0	13	20	15	48
21	受講申請者数	13	1,087	1,364	1,187	3,651
	受講者数	13	1,059	1,345	1,167	3,584
	欠席者数	0	28	19	20	67
22	受講申請者数	26	1,116	1,708	1,067	3,917
	受講者数	26	1,099	1,670	1,055	3,850
	欠席者数	0	17	38	12	67
23	受講申請者数	16	890	1,762	1,175	3,843
	受講者数	16	866	1,717	1,165	3,764
	欠席者数	0	24	45	10	79
累 計	受講申請者数	110	14,804	22,528	15,060	52,502
	受講者数	109	14,497	22,079	14,855	51,540
	欠席者数	1	307	449	205	962